

第9ガイドライン：性的指向、ジェンダー・アイデンティティやジェンダー表現、および性的特徴に関連する IRB での手続き

発効日：2017年5月1日

改訂：2021年12月17日

本ガイドラインは、移民・難民保護法（Immigration and Refugee Protection Act）第159条第1項(h)に基づき、委員長が発行したものである。

本ガイドラインは、オタワ大学法学部教授の故 Nicole LaViolette 氏に捧げる。LaViolette 氏の功績が本ガイドラインの作成に多大な影響を与えた。

目次

1. はじめに
2. 用語解説
3. SOGIESC の人々が自身の SOGIESC を立証する際に直面する課題への理解
4. 適切な言葉の使用
5. センシティブ情報の保護
6. 事実認定を行う際のステレオタイプの回避
7. SOGIESC に関わる証拠・信憑性評価の原則の確立
 - 7.2 裏付けとなる証拠
 - 7.3 個人への質問
 - 7.4 相違点
 - 7.5 もっともらしくないとされる主張の判断（Implausibility findings）
 - 7.6 曖昧さ
 - 7.7 重大な欠落
8. 難民保護部および難民不服申立部での手続きにかかわる者
 - 8.2 条約上の理由：特定の社会的集団の構成員であること
 - 8.3 認識されたまたは負わされた（imputed）SOGIESC
 - 8.4 他の条約上の理由
 - 8.5 迫害を受けるおそれがあるという十分に理由のある恐怖の立証
 - 8.5.1 SOGIESC を隠さなければならないことを迫害と見なす
 - 8.5.2 交差性（インターセクショナリティ）
 - 8.5.3 バイセクシュアル
 - 8.5.4 トランスおよびインターセックスの人々
 - 8.5.5 未成年者
 - 8.5.6 刑法および一般に適用される法律
 - 8.5.7 法規制の不在
 - 8.5.8 強制的な医療行為

8.5.9 迫害に相当する差別の累積

8.5.10 出身国情報（Country condition information）

8.5.11 遅滞

8.5.12 後発的難民性の主張

8.6 国家による保護（State protection）

8.7 国内避難の可能性（Internal Flight Alternative, IFA）

9. 移民局での手続きにかかわる者

10. 移民局不服申立部での手続きにかかわる者

11. お問い合わせ

脚注

1. はじめに

1.1 本ガイドラインの目的は、性的指向、ジェンダー・アイデンティティやジェンダー表現、および性的特徴（SOGIESC）が関係するケースや、特定の文化的環境において社会通念上認められた SOGIESC の規範に適合しないために個人が直面し得る被害についてより深い理解を促進することである。本ガイドラインは、SOGIESC の人々がカナダ移民難民委員会（Immigration and Refugee Board of Canada, IRB）に対して主張する際に直面し得る特殊な課題を取り上げ、SOGIESC が関係するケースを裁定する委員への指針を確立する。

1.2 本ガイドラインは、IRB の全 4 部門、すなわち、移民局（Immigration Division）、移民局不服申立部（Immigration Appeal Division）、難民保護部（Refugee Protection Division）、難民不服申立部（Refugee Appeal Division）に適用されるものである。

1.3 本ガイドラインは、IRB でのケースの審査手続きまたは裁定に従事する委員およびその他の IRB の職員に適用されるものである。

1.4 本ガイドラインは、以下のテーマについて指針を示す。

- i. SOGIESC に関する証拠を提示する際に、SOGIESC の人々が直面する特有の課題への理解
- ii. 手続きと決定理由の両方において SOGIESC の人々に言及する際の適切な用語と言葉の使用
- iii. 決定理由におけるセンシティブ情報の保護
- iv. 事実認定を行う際におけるステレオタイプや誤った憶測の回避
- v. 信憑性の評価
- vi. 事実認定や事実と法律の混在した認定に影響を与え得る SOGIESC の人々の特有の事情についての 4 部門それぞれにおける認識の向上。

2. 用語解説

2.1 本ガイドラインは、特定の文化的環境において社会通念上認められた規範に適合しない性的指向、ジェンダー・アイデンティティやジェンダー表現、および性的特徴（SOGIESC）を有する、あるいは有すると認識されている人々を対象とする。このような人には、レズビアン、ゲイ男性、バイセクシュアル、トランス、インターセックス、ジェンダー・ノンコンフォーミング、アセクシュアル、第 3 の性別、2 スピリット、ノンバイナリー、クィアの人々が含まれるが、これらに限定されるものではない。また、本ガイドラインは、特定の文化的環境において社会的に受け入れられている SOGIESC の規範に適合していない、または適合しているように見えない、または適合していると認識されていないシスジェンダーおよび異性愛者も対象とする。

2.2 **ジェンダー**：ジェンダーとは、出生時に認識された、または割り当てられた性別と社会的または文化的に関連付けられた特性、行動様式、行動等を意味する。ジェンダーに関連付けられたカテゴリーや具体的な特性は、文化的に異なる場合がある。個人のジェンダーには、ジェンダー・アイデンティティとジェンダー表現が含まれるが、いずれも流動的で柔軟なものである。個

人のジェンダー・アイデンティティやジェンダー表現は、その文化や出身国の社会通念上認められたジェンダー規範に適合している場合もあれば、適合していない場合もある。

2.3 性別：性別とは、生殖器や性器、性染色体などの特定の生物学的特徴に基づき、出生時に割り当てられた地位を意味する。性別は、男性か女性かと一般的に指定される。性別は、「出生時に割り当てられた性別」と呼ばれることもある。

2.3.1 性的特徴とは、性器やその他の性的・生殖に関する器官、染色体、ホルモン、思春期に現れる二次的な身体的特徴など、性に関する身体的特徴を意味する。ほとんどの人は女性または男性のいずれかの性的特徴を持つ。その他にも、染色体やホルモンの活性の違いにより、様々なパターンが発生することがある。このような性的発達の違いを総称して「インターセックス」と呼ぶ。

2.4 IRB は、ジェンダー・アイデンティティおよびジェンダー表現を含む性別とジェンダーは、異なる概念であるが、相互に関連する場合があると認識する。

ジェンダー・アイデンティティとは、個人の自身のジェンダーについての内面的な経験と理解であると定義される。女性であること、男性であること、両方であること、どちらでもないこと、またはジェンダースペクトラム（連続性）のどこに位置するかは個々人の感覚による。個人のジェンダー・アイデンティティは、出生時に割り当てられた性別と同じである場合もあれば、異なる場合もある。個人のジェンダーに対する理解は変化する場合がある。したがって、自分のアイデンティティを定義するために使用する言葉が変化する、または流動的である場合もある。

ジェンダー表現とは、ジェンダーと関連づけられる可能性のある方法でどのように自分自身を表現するか、または提示すると定義される。この概念は特定の文化的環境において、ある人がジェンダーに関連してどのように認識されているかを含む。これには、服装、髪型、化粧、身振り手振り、態度（**Mannerism**）、歩き方、声など行動や外見も含まれることがある。また、自ら選択した名前と代名詞は、ジェンダーを表す一般的な表現方法である。ある人がジェンダーをどのように表現するかは変化する場合も、流動的である場合もある。

2.5 性的指向は、他者への身体的、恋愛的、感情的な魅力を感じるパターン、および／または親密な関係の築き方を表す。性的指向には、同性に惹かれるもの、異性に惹かれるもの、複数の性別に惹かれるもの、あるいはどの性別にも惹かれないものがある。自分の性的指向に対する理解は、変化する場合も、流動的である場合もある。ある個人が1つまたは複数の性的指向を有すると自認する場合もある。

2.6 性的指向、ジェンダー・アイデンティティおよびジェンダー表現の多様かつ進化しつつある概念を文化や社会の違いを超えて適切に捉える標準用語はない。カナダの文脈で最も親しまれている用語は、西洋の文化的枠組みに基づいており、異なる文化の枠組みを持つ人々には馴染みがない、あるいは容易に理解できない場合がある。

2.7 以下の概念は、一般的に採用されているものの、頭字語および以下のリストはすべてを網羅するものではなく、また時間の経過とともに変化する可能性がある。**IRB** での手続きにかかわる者は、これらの概念に馴染みがない、または自認しない場合がある。ある人は以下の概念以外の

概念で自らを認識している場合や自分自身を表現するために複数の用語を使用する場合がある。また、文化や言語、その他の個人的な属性や経験など、交差的要素を含むこれらの概念について、異なる理解を持つ場合がある。手続き中において、各個人は自由に自認することが許され、またその自認が尊重されるべきである。

2.8 LGBTIQ2とは、性的指向、ジェンダー・アイデンティティ、ジェンダー表現、インターセックスの概念を組み合わせた頭字語で、レズビアン、ゲイ男性、バイセクシュアル、トランス、インターセックス、クィア、2スピリットの人々を表すが、これらに限定されない。

- **レズビアン**：女性または男性以外の性別を自認し、主として女性を自認する他者に対して身体的、性的、恋愛のおよび／または感情的な魅力を感じる人はレズビアンを自認することがある。また、女性の中には、同性または同じジェンダーの人に惹かれることを表現するために、自らを「ゲイ」と呼ぶ人もいる。
- **ゲイ男性**：男性を自認し、主として男性を自認する他者に対して身体的、恋愛、性的、および／または感情的な魅力を感じる人。ゲイという用語は、男性だけが使用するとは限らない。
- **バイセクシュアル**：身体的、恋愛、性的および／または感情的に複数のジェンダーに対して魅力を感じる人。バイセクシュアルの中には、**パンセクシュアル**を自認する人もいる。パンセクシュアルは、あらゆる性別やジェンダーの人に対して身体的、恋愛、性的、および／または感情的な魅力を感じる人。文化的規範や安全／安心の理由から、多くのレズビアンやゲイ男性は、自らをバイセクシュアル、または単に「男性と性行為をする男性」、または「女性と性行為をする女性」と自称する。自らを守り、生き延びるために、異性との結婚や性交渉を余儀なくされることもあるが、このような場合であっても、その人がバイセクシュアルになったわけでも、バイセクシュアルであると特定できるようにするわけではないことに注意する必要がある。
- **トランス**：ジェンダー・アイデンティティやジェンダー表現が、出生時に認識されたまたは割り当てられた性別と異なるすべての人を表す包括的な概念。この概念には自身の性的特徴とジェンダー・アイデンティティを適合させるために、外科的、医療的、またはその他の手段を用いて身体的変化を行った、または身体的変化を行うことを計画している人々、ジェンダー・アイデンティティが出生時に認識されたまたは割り当てられた性別と適合しないが生理的变化を希望しない人々、複数の性別を有すると自認する人々または性別を持たないと自認する人々、性別が変化するまたは流動的である人々、特定の文化的環境において社会通念または性別に基づいて期待されている行動と適合しないその他のジェンダー・アイデンティティを有する人々などが含まれるが、これらに限定されるものではない。ジェンダー・アイデンティティは性的指向とは異なり、トランスの人は異性愛者、ゲイ、レズビアン、バイセクシュアル、アセクシュアル、および／またはクィアを自認する場合がある。
- **インターセックス**：生殖器や性器、性染色体など、男性か女性かという二元論に基づいたカテゴリーに当てはまらない性的特徴を持って生まれた人を表す包括的な概念。これらの性的特徴は、出生時に明らかになる場合もあれば、思春期やそれ以降に現れる場

合、染色体検査で発見される場合、あるいは認識されない場合もある。インターセックスの形質は、人間の自然発生的な変異である。インターセックスは、ジェンダー・アイデンティティやトランスジェンダー・アイデンティティ、また性的指向とは区別される。インターセックスの人々は、その身体的性徴が出身国の男性や女性に対する社会的・文化的な期待に適合しないために、自国において危害を受ける危険性がある。

- **クィア**：特定の文化的環境において社会通念上認められた **SOGIESC** の規範に適合しない人を表す包括的な概念で、レズビアン、ゲイ、バイセクシュアル、トランス、インターセックスの人々を含むことがある。フランス語でも「クィア」という用語が一般に使用される。政治活動への関与を示す用語として使用されることもある。
- **2スピリット**：同性への欲求や流動的なジェンダー・アイデンティティ、表現を有する一部の先住民が自認する用語である。主に北米の用語で、アメリカからの2スピリットである可能性のある人々に関連して意識しておくべき用語である。先住民の **SOGIESC** の人々は、全員が2スピリットを自認しているわけではなく、本ガイドラインで言及されている他の用語を使用する場合もある。

2.9 シスジェンダーとは、ジェンダー・アイデンティティが、出生時に認識された、または割り当てられた性別に適合する人。

2.10 ジェンダー・ノンバイナリーとは、ジェンダー・アイデンティティが男性・女性という二元論に当てはまらない人。ノンバイナリーの人々の中には、男性でも女性でもない、ある程度男性でも女性でもある、男性と女性の間であると感じる人がいる。ジェンダー・アイデンティティの概念は性的指向の概念とは異なり、ノンバイナリーの人は異性愛者、同性愛者、レズビアン、バイセクシュアル、アセクシュアルである場合がある。似た用語として、ジェンダークィア、エイジェンダー、バイジェンダーなどがある。

2.11 「ホモセクシュアル」：委員は、申請者が自身の性的指向を表現するために使用した用語を使用すべきである。「ホモセクシュアル」や「ホモセクシュアリティ」という言葉は避けるべきである。「ホモセクシュアル」という用語は、**SOGIESC** の人々を病理化し、犯罪者扱いをするために使われた経緯があるため問題視されている¹。一般的に、委員は、同性に惹かれる人々を表現するために、ゲイまたはレズビアンという用語を使用すべきである。「ホモセクシュアル」という用語の使用は、同性間の関係や表現を禁止する刑法などの証拠を直接引用する場合を除き、避けるべきである。また、英語・フランス語を問わず、申請者や不服申立人自身が直接、あるいは通訳を介して、自認を表現するためにこの用語を使用する場合がある。委員は、申請者または不服申立人がこの用語を自ら選択しているかどうかを確認し、申請者または不服申立人が望む場合に限り、ヒアリング・ルームおよび決定文においてこの用語を使用すべきである。委員は、ヒアリングの過程で誤った用語を使用した通訳者を訂正すべきである。

2.12 アセクシュアルとは、他者との性的接触に対する性的魅力および、または性的欲求、および／または性的関係や性行為などに関わることへの関心をほとんど感じない、あるいは全く感じ

¹ GLAAD. *Media Reference Guide – Terms to Avoid*. N.d.

ない人々を表す性的指向またはアイデンティティ。アセクシュアルは多様であり、一つの定義や基準がすべての人に通用するわけではない。

2.13 第3のジェンダーとは、従来の「男」「女」という性別にとらわれず、他のジェンダーを自認する人を表す。3つ以上のジェンダーを認める社会で利用できるジェンダーのカテゴリーである。例えば、先住民の2スピリット、インドのヒジュラ（hijira）、タイのカトーイ（Kathoey）、ブラジルのトラベスティ（Travestis）などが挙げられる。マフ（Mahū）、ファアフアフィネ（fa'afafine）、ワリア（Waria）などの関連用語もある。

3. SOGIESC の人々が自身の SOGIESC を立証する際に直面する課題への理解

3.1 人種、エスニシティ、宗教、信仰、信念体系、年齢、障害、健康状態、社会階級、教育などの要素により、SOGIESC の人々の SOGIESC 認識と行動は異なる²。個人の SOGIESC に対する自己認識と自己受容は、漸進的に、あるいは直線的でない過程として現れることがある。個人が SOGIESC であることを立証するための標準的な基準は存在しない。

3.2 個人の証言は、裏付けとなる証拠や追加的な証拠が合理的に得られない場合において、その人の SOGIESC の唯一の証拠となる場合がある。

3.3 多くの SOGIESC の人々は、国家および非国家主体に対する不信や影響を受けるおそれ、あるいは過去の差別や暴力の経験により、当該国で SOGIESC を隠している場合がある。このような状況は、特に SOGIESC の人々に対する不寛容や処罰が当該国の国家公務員によって容認されている場合において、人々の権威者に対する恐怖や一般的な不信を理由に、個人が自身の SOGIESC を委員と話す意欲がない、あるいは話すことが難しいという形で現れる場合がある。

3.4 カナダで移民収容（Immigration detention）に収容された SOGIESC の人々は、収容中に経験し得る特殊な困難のため、さらなる問題に直面する場合がある。

3.5 SOGIESC と人種、エスニシティ、宗教、信仰、信念体系、年齢、障害、健康状態、社会階級、教育などの周縁化要因が重なることにより、被害の危険性が高まるとともに、性質の異なる特異な被害リスクが生じる場合がある。上記の要因は網羅的なものではない。これらの要因が重なると、国家による保護や国内避難の可能性（Internal Flight Alternative, IFA）に影響を及ぼす場合がある。

3.6 SOGIESC の人々は、当該国における社会的孤立、虐待、社会的支援の欠如などの歴史に起因するメンタルヘルス上の困難を経験するリスクが高い場合がある³。SOGIESC の人々は、内面化された同性愛嫌悪、性的差別や抑圧を経験することがある。また、鬱病、過去の身体的または性的暴力による心的外傷後ストレス障害、不安、自殺傾向、解離性障害、信頼する能力の低下、

² LaViolette, Nicole. *Sexual Orientation, Gender Identity, and the Refugee Determination Process in Canada*. Ottawa: University of Ottawa, 2013, p. 24.

³ Hall, Sarah, and Rohan Sajjani. "Mental Health Challenges for LGBT Asylum Seekers in Canada." *Envisioning Global LGBT Human Rights*. January 2015, pp. 2–3.

その他 SOGIESC に基づいたトラウマを持つ場合もある⁴。^{注4} これらの問題は様々な形で現れ、IRB での手続きにおいて、ある人の証言する能力に影響を及ぼす場合がある⁵。

3.7 SOGIESC の人々の中には、SOGIESC であることが原因で経験したメンタルヘルス上の困難やトラウマにより、特に脆弱性が高い人もいる。IRB で申請者が自分の主張を提示することができるようにするために、委員長ガイドライン 8：IRB の手続きに参加する脆弱者に関する手続き⁶（Chairperson's Guideline 8: Procedures With Respect to Vulnerable Persons Appearing Before the IRB）に従って、手続き上の便宜を図る必要が生じる場合がある。第 8 ガイドラインに基づく便宜供与は、当事者からの要請であろうと、委員自身の発意であろうと、妥当と思われる場合には、委員が検討するべきものである。

3.8 国によっては、SOGIESC の人々の処遇に関する国情報が限られていたり、存在したりしない場合がある⁷。この過少報告は、人種、エスニシティ、宗教、信仰、信念体系、年齢、障害、健康状態、社会階級、教育などの要素の交差により、周縁化され、さらなるリスクに直面している人についてより顕著になる場合がある。

3.9 状況によっては、SOGIESC の人々は、かれらが性的指向、ジェンダー・アイデンティティ、ジェンダー表現、または性的特徴を開示することを阻害する合同の申請（joint claims）や不服申立（joint appeals）に参加することがある。委員が、個人が性的指向、ジェンダー・アイデンティティまたはジェンダー表現、あるいは性的特徴に基づき独立した申請または不服申立を希望していることを認知し、それが妥当と思われる場合には、その合同の申請または不服申立から分離するべきである。

3.10 状況によっては、SOGIESC の人を自認している、または認識されている未成年者のために、親または保護者以外の指定代理人を任命する必要が生じる場合がある。

4. 適切な言葉の使用

4.1 IRB での手続きに参加するすべての参加者は、他の参加者に対して敬意を払う義務がある。この義務の一環として、すべての参加者が適切な言葉を使用することが含まれる。適切な言葉とは、その人の自己認識を反映し、また否定的な意味合いを避けた言葉と定義される。個人は、自ら選択した名前、用語、および代名詞で呼ばれるべきである。委員は、口調や態度など、手続き

⁴ Reading, Romy and Lisa R. Rubin. "Advocacy and Empowerment: Group Therapy of LGBT Asylum Seekers." *Traumatology* 17.2 (2011): pp. 87, 90. Hall and Sajnani, Ibid.も参照。UK Home Office. *Asylum Policy instruction: Sexual orientation in asylum claims*. 6th. version. UK: UK Home Office, 2016, p. 14. も参照。

⁵ Hersh, Nicholas. "Challenges to Assessing Same-Sex Relationships under Refugee Law in Canada." *McGill Law Journal* 60.3 (2015): pp. 545–548.

⁶ Immigration and Refugee Board of Canada (IRB). Chairperson's *Guideline 8: Procedures with Respect to Vulnerable Persons Appearing Before the IRB*. 2012.

⁷ *A.B. v. Canada*, 2009 FC 640 (CanLII) at paras.19-23 では、同性間の行為を犯罪とみなす法律の施行に関する報道がないのは、同性間の出会いを公にする人がいないからであるという可能性を指摘した。

における参加者の行動に関する問題や、適切な言葉の使用に関する誤解が生じたら、すぐに対処しなければならない⁸。

4.2 SOGIESC の人々を表す用語は否定的な意味合いを持つ場合があり、こうした用語の使用は手続き中、本人に困難をもたらす可能性がある。参加者は、手続きで使用される用語の文化的な意味合いを認識し、こまやかに対応することが重要である。

4.3 通訳者は、客観的で公平な通訳サービスを提供することに加え、ヒアリング・ルームに参加するすべての参加者に対して敬意を払う義務がある。これには、本人が希望する用語、名称、代名詞を使用することも含まれる。委員は、適切な言葉や用語の使用、あるいは通訳者に期待されている行動について誤解が生じた場合、直ちに対処しなければならない。

5. センシティブ情報の保護

5.1 難民保護部と難民不服申立部での手続は非公開であるが、移民局と移民局不服申立部での手続は一般的に公開されている⁹ため、個人の **SOGIESC** に関するセンシティブ情報が、一般の人にアクセスされる可能性がある。さらに、難民保護部と難民不服申立部での手続は非公開であっても、連邦裁判所で司法審査が行われる場合、そのケースに関連する連邦裁判所のファイル内の情報は、一般に公開されることになる。

5.2 そのため、センシティブ情報の保護のための追加的な保護措置が、関係者の要請または委員の発意により、この情報の公開を制限するために検討されることが望ましい場合がある。委員は、移民・難民保護法第 166 条に基づき、第 166 条の要素が満たされた場合、特にセンシティブ情報を機密として扱うよう命令することができる。このような場合、委員は、当該情報をさらに保護するために、機密保持命令を出すことができる¹⁰。

5.3 さらに、委員は、決定理由を起草する際、決定理由の説明に必要な個人識別情報またはセンシティブ情報の使用を可能な限り避けるべきである¹¹。

6. 事実認定を行う際のステレオタイプの回避

6.1 委員は、**SOGIESC** の人に関わるケースの裁定において、個人の本質的な人間としての尊厳を損なうものである¹²ため、固定観念や誤った憶測に依拠してはならない。**SOGIESC** の人に関

⁸ *Martinez v. Canada*, 2011 FC 13 (CanLII) at para. 68 では、裁判所は、難民保護部が申請者自身の自己認識を反映していない用語で申請者を呼んだことは残念であったが、これは、申請者が誰であるか、または彼が直面している危険性についての誤解を反映していないと指摘した。

⁹ 移民・難民保護法の第 166 条 (c.1) は、難民保護申請者に関わる移民局の手続きは非公開で行われると定めている。

¹⁰ 移民・難民保護法第 166 条(c)および(c.1)項。

¹¹ *Code of Conduct for Members of the Immigration and Refugee Board of Canada*, at para.36 : 「委員は、手続きの実施や決定書の作成において、個人のプライバシー上の利益を考慮し、決定書には決定の理由を説明するために必要な個人情報のみが含まれるようにする義務がある」

¹² *Law v. Canada (Minister of Employment and Immigration)*, [1999] S.C.R.497, *Iacobucci J.*, at para. 51 では s.15(1)の目的を「不利益、固定観念、または政治的もしくは社会的偏見の押しつけによる本質的な人

わるケースを裁定する際に依拠してはならない固定観念や憶測の例としては、以下のものが挙げられるが、これらに限定されるものではない。

- SOGIESC の人々は、女性らしいまたは男性らしい外見や態度を示すだろう¹³。
- 個人の SOGIESC は、職業によって判断することができる¹⁴。
- SOGIESC の人々は、異性間の性的な経験や関係を持ったことはないだろう¹⁵。
- SOGIESC の人々は、自発的に異性間の婚姻を開始したり、子どもを作ったりはしないだろう¹⁶。
- SOGIESC の個人は、不特定多数の相手と性行為を行い、または性的に活発であり、排他的な関係に入らないだろう¹⁷。
- SOGIESC の人々は、文化的・宗教的な慣習や伝統には関わろうとしないだろう¹⁸。
- 個人は幼少期より自分が SOGIESC の人であることを認知していた、あるいは幼少期より性的に活発になっただろう¹⁹。

間の尊厳と自由の侵害を防止し、すべての人が人間として、またはカナダ社会の一員として、同等の能力を持ち、同等の関心、尊重、配慮を受けるに値するという法律上の認識を享受する社会を促進すること」と説明している。

¹³ *Herrera v. Canada (Minister of Citizenship and Immigration)*, 2005 FC 1233 (CanLII) では、連邦裁判所は、ゲイ男性が女性らしい態度や特徴を示すと期待することは誤った固定観念であることを確認した。同様に、*Lekaj v. Canada (Minister of Citizenship and Immigration)*, 2006 FC 909 (CanLII) at para.17 では、連邦裁判所は、申請者の外見や物腰に関する固定観念を適用することは、申請者の信憑性を否定する適切な根拠とはならないことを確認した。

¹⁴ *Slim v. Canada (Minister of Citizenship and Immigration)*, 2004 FC 706 (CanLII) at para. 5.

¹⁵ *X (Re)*, 2013 CanLII 91131 (RAD) at para. 37 では、難民不服申立部は、ある人が単に同性愛者や異性愛者ではなく、バイセクシュアルであることを考慮しなかったことは誤りであり、その人が「ホモセクシュアル」と異性愛の両方の関係を有していた可能性があることは妥当であると判断した。IAD TB3-03790 at paras. 15-18 では、移民局不服申立部は同様に、本人がバイセクシュアルである可能性が高いので、異性交際をしたことがあっても不合理ではないとしている。UK Home Office 2016, *supra* note 5 at p. 25.も参照。

¹⁶ 社会的圧力、家族からの圧力、差別、偏見、あるいは非異性愛指向を有するとの疑いを避けるために、SOGIESC の人がそのような関係に入ることがある。*Eringo v. Canada (Minister of Citizenship and Immigration)*, 2006 FC 1488 (CanLII) at paras. 11-12 では、裁判所は、SOGIESC の人が強制されない限り異性婚をすることができないとするのは、受け入れがたいステレオタイプであることを確認した。*X (Re)*, 2016 CanLII 39702 (RAD)では、難民保護部は SOGIESC の人に異性関係があり、その関係から子どもが生まれたという事実から否定的な推論を導いたことは不合理であるとした。

¹⁷ *Latsabidze v. Canada (Citizenship and Immigration)*, 2012 FC 1429 (CanLII) at paras. 2-5 では、ゲイ男性は不特定多数の相手と性行為を行い、排他的な関係を築けないと推定するのは、受け入れがたいステレオタイプであると裁判所は判定した。*Kornienko v. Canada (Citizenship and Immigration)*, 2012 FC 1419 (CanLII) at para. 3 も参照。

¹⁸ *Trembliuk v. Canada (Minister of Citizenship and Immigration)*, 2003 FC 1264 (CanLII) では、連邦裁判所は、カトリック教徒として育ったゲイの申請者がカナダに来たときにローマカトリック教会やローマカトリック系の学校と縁を切ると憶測するのは、「ホモセクシュアル」の生活ぶりや関心に対するステレオタイプであると判断した。IAD TB2-14128 at paras. 51-52 では、婚姻関係の真正性を評価する際に、スポンサーかパートナーがトランスであることを両親に開示することにまだ抵抗があるという事実を移民局不服申立部は認めた。UK Home Office 2016, *supra* note 5 at p. 35 も参照。UK Lesbian and Gay Immigration Group *Missing the Mark: Decision making on Lesbian, Gay (Bisexual, Trans and Intersex) Asylum Claims*. UK: UK Lesbian and Gay Immigration Group, September 2013, p.16.も参照。

¹⁹ *Dosmakova v. Canada (Minister of Citizenship and Immigration)*, 2007 FC 1357 (CanLII) at paras. 11-12 では、難民保護部が信憑性を評価する際に、個人が自分の性的指向を若いうち（10代または20代前半）に自覚するなどの SOGIESC の人々に関するステレオタイプに依拠するのは不合理であると判示した。本件では、申請者は、結婚後、女性と関係を持つようになって初めて自分がレズビアンであることに

- 北米で一般的な「カミングアウト」の語り（**narrative**）は、普遍的あるいは標準的な発達の過程を反映している。
- トランスの人々は、外科的、薬学的、医学的、生理学的な治療を受けることができるのであれば、その治療を受けようとし、治療を受けるのであれば、遅滞なく受けようとするだろう。
- トランスの人々は、自認するジェンダーに従ってジェンダー・アイデンティティを表現しようとするだろう。
- **SOGIESC** の人々は、自分が他の人に惹かれることを説明することができるだろう。
- 同性に惹かれる人々は、容易に **SOGIESC** の人を自認し、同性間の性行為を行うなど、必然的に行動に移すことになるだろう。
- **SOGIESC** の人々は、カナダの **LGBTIQ2** の文化に積極的に参加したり、地元の組織や団体に関わったり、もしくは認識していたりするだろう²⁰。
- **SOGIESC** の人々は、友人、地域社会の構成員、医療やサービスの提供者、あるいは法律顧問などに対しては、自分のアイデンティティのこれらの側面を開示することに抵抗を感じないだろう²¹。

6.2 委員は、事実認定がこれらの人々の生活の実態に基づくものとなるよう、**SOGIESC** の人々の個人的、文化的、社会的、経済的および法的実態に加え、彼らのメンタルヘルス、言語の障壁、トラウマの影響を考慮しなければならない。委員は、**SOGIESC** の人にとって合理的な行動とは何かという誤った憶測に基づいた事実認定を避け、**SOGIESC** の人々が直面する複雑な課題に対して受容する態度（**demonstrate sensitivity**）を示さなければならない。**SOGIESC** の人にとって合理的な行動とは何かという誤った憶測に基づいた事実認定の例として、以下のものが挙げられるが、これらに限定されるものではない。

- 迫害を主観的に恐れる **SOGIESC** の人々は、強制退去の可能性に直面するよりは、自国の外のコミュニティ（**ex-patriate community**）で自分の性的指向を開示することを選ぶだろう²²。
- **SOGIESC** の人々は、自分の性的指向と異なる相手と真正な婚姻関係を持つことはできないだろう²³。

気づいたのである。同様に、*Eringo v. Canada (Minister of Citizenship and Immigration)*, 2006 FC 1488 (CanLII) at para.11 では、**SOGIESC** の人が思春期に自分の性的指向を自覚すると憶測することは、受け入れがたいステレオタイプであることを確認した。本件の場合、申請者は 23 歳の時に初めて自分が同性愛者であることに気付いた。

²⁰ *Essa v. Canada (Citizenship and Immigration)*, 2011 FC 1493 (CanLII) では、裁判所は、難民保護部が申請者のゲイ系の店舗に頻繁に行かないという行動から否定的な推論を立てるのは不合理であるとした。*X (Re)*, 2014 CanLII 94267 (RAD) at para. 28 では、難民不服申立部は、ゲイ男性が LGBT のグループや組織に公然と参加したり、ゲイクラブに頻繁に出入りしたりするという憶測は、受け入れがたいステレオタイプであると判示した。*X (Re)*, 2014 CanLII 95940 (RAD) at para. 35 および *X (Re)*, 2013 CanLII 91548 (RAD) at paras. 37-39 も参照。

²¹ *Zeah v. Canada (Citizenship and Immigration)* 2020 FC 711 (CanLII) and *Contreras Hernandez v. Canada (Citizenship and Immigration)* 2007 FC 1297.

²² *Ibid.*, *Zeah v. Canada*.

²³ *A.P. v. Canada (Citizenship and Immigration)* 2020 FC 906 (CanLII).

- SOGIESC の人々は、現在のパートナーに以前の性的関係について話をするだろう²⁴。
- SOGIESC の人々は、異性間の真剣な関係を持った場合、自身の性的指向を開示することをためらわないだろう²⁵。

7. SOGIESC に関わる証拠・信憑性評価の原則の確立

7.1 ある人の SOGIESC に関する経験や行動は、私的領域と公的領域の両方で表現されることがあるが、場合によってはその人の証言が、当人の SOGIESC の唯一の証拠となる場合がある²⁶。

7.2 裏付けとなる証拠

7.2.1 SOGIESC が関係するケースでは、家族や友人からの裏付けとなる証拠が得られない場合がある²⁷。この種の証拠が得られない場合の例としては、当人が差別や被害をおそれて SOGIESC を隠している場合である²⁸。

7.2.2 同様に、SOGIESC が関係するケースでは、個人の主張の裏付けとなる医学的な証拠が入手できない場合がある。例えば、自身の SOGIESC を隠すことを余儀なくされていた人が、暴行を受けた後に治療を受けたと期待することは必ずしも合理的ではない。このような証拠がある場合、委員が検討できるように本人から提示することは可能である。

7.2.3 SOGIESC の人は、当該国で LGBTIQ2 の文化、組織、イベントなどに参加したことも、カナダで参加したことも一度もない場合がある。ただし、そのような参加に関する証拠は、委員が検討できるように本人から提示されることもある²⁹。

²⁴ Ibid.

²⁵ Ibid.

²⁶ *Ogunrinde v. Canada*, 2012 FC 760 (CanLII) at para. 42 では、裁判所は、申請者の「ホモセクシュアル性」を立証する行為や行動は本質的にプライベートであり、性的指向に基づいた主張を評価する際には、申請者が特定の性行為を行ったことを立証することが本質的に困難であることに留意しなければならないと指摘した。

²⁷ *Murugesu v. M.C.I.*, 2016 FC 819 (CanLII) では、不服申立人が不服審査で 2 人の元パートナー（うち 1 人はカナダにいる）から証拠を提出しなかったことから、否定的な推論を導いた難民不服申立部の判決が支持された。合理的な説明はなされなかった。同様に、*Irivbogbe v. Canada (Citizenship and Immigration)*, 2016 FC 710 (CanLII) では、パートナーを主張の裏付けとなる証人として連れてこなかったことが否定的な推論を導いたのである。また、*Aluyi v. Canada (Minister of Citizenship and Immigration)*, 2006 FC 1028 (CanLII) では、申請者の証言が多くの虚言を含む場合、性的指向を立証するために裏付けとなる証拠が必要となる場合があると示した。しかし、*Nezhalskyi v. Canada (Citizenship and Immigration)*, 2015 FC 299 (CanLII) では、申請者の証言は一貫しており、裁判所は、ヒアリングが行われた都市に居住していた彼氏が証言しなかったことから、否定的な推論を行うべきではなかったと判示した。

²⁸ *Buwu v. Canada (Citizenship and Immigration)*, 2013 FC 850 (CanLII) at para. 47 では、申請者は、高校時代に一度だけ実際に付き合ったことがあり、それは秘密だったので、元パートナーからの手紙や宣誓供述書を提出しなかったと説明した。裁判所は、難民保護部が裏付けとなる証拠の欠如に基づいて否定的な信憑性認定を行ったことは誤りであるとした。

²⁹ しかし、*Irivbogbe, supra note 28* では、申請者はカナダ到着後 2 年間は LGBTIQ+グループに参加せず、難民保護を申請してから 1 ヶ月後に初めて参加したのであった。このケースの特殊な事情における否定的な推論は合理的であるとされた。

7.2.4 個人が性的に露骨で詳細な写真、動画、その他の視覚的資料を用いて自身の SOGIESC を立証することは求められていない³⁰。

7.3 個人への質問

7.3.1 自身の SOGIESC について個人に質問することは、押しつけがましく感じられ、本人にとって困難な場合がある。質問は、繊細かつ対立的でない方法で行われなければならない。妥当と思われる場合には、自由回答形式の質問（Open-ended questions）が採用されるべきである。

7.4 相違点

7.4.1 SOGIESC の人に関わるケースは、合理的な説明ができない重大な相違点、矛盾、欠落から否定的な推論を導くことがあるという点で、IRB が関わる他のケースと何ら変わりはない³¹。信憑性に問題があるとされた説明の妥当性を評価する際、委員は SOGIESC の人々の個人的、文化的、社会的、経済的および法的実態に加え、彼らのメンタルヘルス上の健康、言語の障壁、トラウマの影響を考慮しなければならない。例えば、SOGIESC を隠している人が、入国審査において政府当局に自身の SOGIESC を開示し・説明することは困難であるため、入国審査で得られた情報とヒアリング（hearing）での証言に相違点が生じる可能性がある³²。他の例として、SOGIESC のアイデンティティは流動的である場合があるため、ある人が入国地ではゲイを自認し、後に申請理由書（Basis of Claim Form, BOC）においてはトランスを自認する場合もある³³。また、用語の不統一も合理的に説明することができる場合がある。例えば、サポートのための手紙には、書き手の視点が反映されている。手紙の書き手は、本人自身と同じ用語を使い、本人のアイデンティティを本人と同じように表現するとは限らない。

7.5 もっともらしくないとと思われる主張の判断（Implausibility findings）

7.5.1 もっともらしくないとと思われる主張の判断は、ステレオタイプに基づいたものであってはならない。例えば、SOGIESC の人が異性との出会いを求めていることは、妥当な場合がある

³⁰ UK Home Office 2016, *supra* note 5 at p. 28. UNHCR *Guidelines on International Protection No.9: Claims to Refugee Status based on Sexual Orientation and/or Gender Identity within the context of Article 1A(2) of the 1951 Convention and/or its 1967 Protocol relating to the Status of Refugees*. 2012, para. 64.も参照。

³¹ *Smith v. Canada (Citizenship and Immigration)*, 420 FTR 256 (CanLII) at paras. 24-32 では、個人情報フォーム（Personal Information Form）、第一審、そしてデノボ審の間に大きな相違点が生じた。裁判所は、これらの相違点から否定的な推論を導くことは、このケースの特殊な事情において適切であるとした。

³² *Gabila v. Canada (Citizenship and Immigration)*, 2016 FC 574 (CanLII) at paras. 31-32 では、裁判所は、申請者が母国で自分の性的指向を隠しており、カナダ到着後に当局に自分の性的指向を開示することをおそれていたため、入国港で真実を嘘に置き換えたことは理解できると指摘した。

³³ *Ojje v. Canada (Citizenship and Immigration)* 2018 FC 342 and *Contreras Hernandez v. Canada (Citizenship and Immigration)* 2007 FC 1297.

34。また、SOGIESC の人が当該国において危険にさらされる可能性のある行為をしていた場合もある³⁵。

7.6 曖昧さ

7.6.1 曖昧で詳細に欠ける同性間関係に関連する証言は、信憑性への否定的な推論を導く可能性がある³⁶。

しかし、委員は、そのような方法で証言がなされたことを説明できるような文化的、心理的、その他の障壁があるかどうかを検討しなければならない。SOGIESC の人に関わるケースで曖昧さを判断する場合、委員は、他のケースと同様に、証言が包括的でない、または充実していないと判断した根拠となる具体的な理由を示さなければならない³⁷。

しかし、メンバーは、証言の方法を説明しうる文化的、心理的、その他の障壁があるかどうかを調べるべきである。両性具有の個人を含む事件で曖昧さを認定する場合、メンバーは他の事件と同様に、証言が包括的または充実していないという認定を支持する具体的な理由を提示しなければならない

7.7 重大な欠落

7.7.1 SOGIESC の人の生活に関する重要な出来事や詳細な証言の欠落は、他のケースと同様に、欠落に合理的な説明がない場合、否定的な信憑性評価を導く可能性がある³⁸。委員は、その欠落を合理的に説明できるような文化的、心理的、その他の障壁があるかどうかを検討する必要がある。

³⁴ *Rudoy v. Canada (Citizenship and Immigration)*, 2015 FC 1051 (CanLII) では、申請者は、自分の性的指向を変えようと 10 代の頃に異性との交際があったが、4 年後まで自分がゲイだと「完全には気付かなかった」と証言した。

³⁵ *Strugar v. Canada (Citizenship and Immigration)*, 2013 FC 880 (CanLII) at para. 5 では、申請者が自分の性的指向を隠すように注意していると述べているのに、バス停近くの駐車した車の中で恋人にキスする危険を冒すことは矛盾していないと判断した。また、個人が同性同士の関係を秘密にしているにもかかわらず、学生仲間がその関係を知るということもあり得ないことではない。 *Boteanu v. Canada (Minister of Citizenship and Immigration)*, 2003 FCT 299 (CanLII) at paras. 6-8. UK Lesbian and Gay Immigration Group, *supra* note 19 at p. 21. も参照。 Jansen, Sabine, and Thomas Spijkerboer. *Fleeing Homophobia: Asylum Claims Related to Sexual Orientation and Gender Identity in Europe*. Vrije Universiteit Amsterdam. September 2011, p. 60. も参照。

³⁶ 長期的な性行為相手に関する基本的な詳細について、ためらい、言い逃れ、知識の欠如などが信憑性に疑問をかける場合がある。 (*X (Re)*, 2014 CanLII 96279 (RAD))

³⁷ *Kamau v. Canada (Citizenship and Immigration)*, 2016 FC 413 (CanLII) at paras. 59-60 では、難民保護部は、申請者が BOC フォームに同性関係についての基本的な詳細を記入していなかったため、同性関係についての説得力を認めず、聞き取りで提供した詳細も、包括的で充実した方法で提供されていなかったため、説得力がないと判断した。また、難民保護部は、彼が女性との関係を説明する際に、ためらいや言い逃れがあると判断した。しかし、連邦裁判所が難民保護部の記録を検討したところ、申請者の同性間の関係と女性間の関係に関する証言を比較し、明白な相違や識別可能な曖昧さは見られなかったと判断した。

³⁸ *X (Re)*, 2015 CanLII 52150 (RAD) では、難民不服申立部は、本人の性的指向の発覚に関するホテルでの重要な事件が、合理的な説明なしに不服申立人の BOC フォームから欠落していたと判断した。

8. 難民保護部および難民不服申立部での手続きにかかわる者

8.1 本ガイドラインは、SOGIESC に基づいた申請を判断する際に委員が直面する以下のような課題を扱う。

1. SOGIESC の人、または SOGIESC（編集注：原文ママ。以下、8.1 において“SOGIESESC”となっている箇所があるが、いずれも“SOGIESC”を意図する者と思われる）の人と認識されている人は、条約の難民定義に列挙された5つの理由のいずれか、またはそのいずれかの組み合わせにどの程度まで依拠することができるか。
2. SOGIESC の人、または SOGIESC の人と認識されている人が特定の状況下において受け得る処遇は、迫害を受けるおそれがあるという十分に理由のある恐怖を生じさせるような、基本的人権の重大な侵害に相当するか。
3. 国家の保護や IFA を求める場合、SOGIESC の人、または SOGIESC の人と認識されている人にとっては、どのような特殊な課題が生じるか。

8.2 条約上の理由：特定の社会的集団の構成員であること

8.2.1 Ward 事件において、カナダ最高裁判所は、性的指向が特定の社会的集団として見なすことができることと認定した³⁹。これは、ジェンダー・アイデンティティやジェンダー表現、性的特徴にも及ぶ。

8.3 認識されたまたは負わされた (imputed) SOGIESC

8.3.1 個人は、認識されたまたは負わされた (imputed) SOGIESC を理由として、迫害を受ける場合がある⁴⁰。例としては、以下のような場合がある。

- 特定の文化的環境において、ステレオタイプに沿った外見や社会通念上認められた SOGIESC の規範に適合しない人々が、SOGIESC でないにもかかわらず SOGIESC の人として認識される人の場合。
- SOGIESC の権利を訴える、または報道をする人が、SOGIESC の人として認識される場合。
- SOGIESC の人を支援する人（例えば、パートナーが性別適合手術などを受けても交際を続けるパートナー）が SOGIESC の人として認識された場合。

8.3.2 SOGIESC の人である、またはそうであると認識されている人の家族個々人の恐怖は、特定の社会的集団の構成員の家族であるという条約上の理由と関連性を持つ場合がある⁴¹。

³⁹ *Canada (Attorney General) v. Ward*, [1993] S.C.R.689.

⁴⁰ *Amaya Jerez v. Canada (Citizenship and Immigration)*, 2012 FC 209 (CanLII) at para. 24. また、*Dykon v. Canada*, [1994] 87 F.T.R.98, 25 Imm.L.R.(2d) 193 も参照。

⁴¹ *Corneille v. Canada (Minister of Citizenship and Immigration)*, 2014 FC 901 (CanLII).

8.4 他の条約上の理由

8.4.1 SOGIESC の人の恐怖は、特定の社会的集団の構成員であることに加え、条約上の他の理由、すなわち人種、宗教、国籍、政治的意見の理由の一つ、または複数の理由と関連する場合もある。例えば、以下のような場合が考えられる。

- **政治的意見**：SOGIESC の人であること加えて、SOGIESC の権利を促進するために政治活動を行うことは、その人をさらなる迫害の危険にさらす可能性がある⁴²。
- **宗教**：自身の SOGIESC が特定の宗教の教えから逸脱していると見なされる場合、その人は宗教に基づいた迫害に直面する可能性がある⁴³。
- **人種またはエスニシティ**：SOGIESC の人々は、当該国で標的とされる特定のエスニック集団に属している場合、人種やエスニシティに基づいた迫害に直面する可能性がある⁴⁴。

8.4.2 SOGIESC の人が SOGIESC に基づかない主張をしている場合であっても、本ガイドラインは信憑性および国家による保護や IFA の利用可能性を評価する上で、なおも適用可能である。

8.5 迫害を受けるおそれがあるという十分に理由のある恐怖の立証

8.5.1 SOGIESC を隠さなければならないことを迫害と見なす

8.5.1.1 自身の SOGIE を隠すことが強要されることは、基本的人権の重大な侵害であり、したがって迫害に相当し得ることは法律上確立されている。また、申請者に当該国での迫害を回避する方法として、自身の SOGIESC を隠すことを求めることはできない⁴⁵。

8.5.2 交差性（インターセクショナルリティ）

8.5.2.1 SOGIESC の人々は、人種、民族性、宗教、信仰、信念体系、年齢、障害、健康状態、社会階級、教育などの追加的な要因によって、特有のリスクに直面する可能性がある。妥当と思われる場合には、個人が迫害を受けるおそれがあるという十分に理由のある恐怖を立証したかどうかを判断する際に、これらの交差的要因が考慮されるべきである。

⁴² *Hernandez v. Canada (Minister of Citizenship and Immigration)*, 2003 FCT 182 (CanLII) では、連邦裁判所は、メキシコ出身のトランス男性である申請者は、その政治活動および SOGIESC の人であることに基づき、より高い迫害のリスクにさらされていると判断した。

⁴³ UNHCR, *supra* note 31 at para. 42.

⁴⁴ UK Home Office 2016, *supra* note 5 at p. 10.

⁴⁵ *Sadeghi-Pari v. Canada (Minister of Citizenship and Immigration)*, 2004 FC 282 (CanLII) at para. 29. *V.S. v. Canada (Citizenship and Immigration)*, 2015 FC 1150 (CanLII) at para. 12, および *Wafa v. Canada (Citizenship and Immigration)*, 2015 FC 1153 (CanLII) at para. 22. も参照。UNHCR, *supra* note 31 at para. 31. も参照。International Commission of Jurists (ICJ). *Refugee Status Claims Based on Sexual Orientation and Gender Identity: A Practitioners' Guide*. Geneva: ICJ, 2016, pp. 84–101, EU と UK の事例、特に *X, Y and Z v. Minister voor Immigratie en Asiel*, 2013 C.J.E.U.720, および *HJ (Iran) and HT (Cameroon) v. Secretary of State for the Home Department*, 2010 U.K.S.C.31. も参照。

8.5.2.2 SOGIESCの人々は、そのジェンダーを理由に家庭内暴力、強制結婚、性的人身売買、名誉犯罪（honour crimes）、また住宅、雇用、教育、健康・社会サービスに関する差別など、さらなるリスクに直面することがある。

8.5.2.3 委員は、ジェンダー、性的指向、性自認およびジェンダー表現並びに性的特徴を持つ、重複的または補完的關係に留意する必要がある、その結果、本ガイドラインと第4委員長ガイドラインの両方の適用を検討する必要性が生じる場合がある⁴⁶。例えば、レズビアンは女性として、またレズビアンとしても危険にさらされる可能性がある。同様に、トランスまたはインターセックスの人は、女性として、またトランスまたはインターセックスの個人として危険にさらされる可能性がある⁴⁷。

8.5.3 バイセクシュアル

8.5.3.1 バイセクシュアルは、ゲイ男性やレズビアンが直面するのと同様の不当な扱いのリスクに直面する可能性がある⁴⁸。しかし、バイセクシュアルは、特有の種類差別や虐待に直面することもある。

8.5.4 トランスおよびインターセックスの人々

8.5.4.1 トランスおよびインターセックスの人々は、特定の文化的環境における社会通念上認められたジェンダー規範に不適合とされるため、制度的差別や暴力行為に対して特に脆弱である場合がある。トランスおよびインターセックスの人々は、多くの国で彼らの性自認や地位が法的に認められていないため、さらなるリスクに直面する可能性がある。

8.5.4.2 トランスおよびインターセックスの人々は、身体的および性的暴力の高いリスクに直面し、雇用、ヘルスケアおよび医療へのアクセス、並びに社会サービスの享受において差別される可能性がある。

8.5.4.3 トランスおよびインターセックスの人々は、特に、収容（detention）中に危険にさらされる可能性がある。例えば、そのような人々が独房に入れられたり、かれらが自認する性別に対応しない単一性別の集団に入れられることが挙げられる。

8.5.4.4 性別に関連した相違点がトランスまたはインターセックスの人々の身分証明書に見られることがあるため、トランスまたはインターセックスの人に関わる身分証明書の相違点から否定的な推論を導かないように注意しなければならない。

8.5.5 未成年者

⁴⁶ IRB. Chairperson's *Guideline 4: Women Refugee Claimants Fearing Gender-Related Persecution*. 1996.

⁴⁷ UK Home Office 2016, *supra* note 5 at p. 8,および UK Home Office, *Asylum Policy instruction: Gender identity issues in the asylum claim*. UK: UK Home Office, 2011, p. 2.

⁴⁸ UNHCR, *supra* note 31 at p. 4. *X (Re)* 2013 CanLII 91131 (RAD) at paras. 37, 42, 43.も参照。

8.5.5.1 SOGIESCの人を自認する、あるいは認識されている未成年者は、危害に対して特に脆弱である場合がある。インターセックスの未成年者は、危害を受ける危険性が高くなる場合がある。**SOGIESC**の人を自認する、あるいは認識されている未成年者に対する迫害に相当し得る被害の例としては、性的・身体的暴力、手術、ホルモン療法、性的指向の転向のための介入（sexual orientation conversion interventions）などの医療行為の強制、あるいは強制監禁などが挙げられる。**SOGIESC**の人を自認する、あるいは認識されている未成年者は、ケースの特定の事情において迫害に相当し得る累積的で差別的扱いの例には、家族からの継続的な拒絶、社会的排斥、教育の拒否、退学、学校での嫌がらせやいじめが含まれる。

8.5.5.2 委員は、**SOGIESC**を自認する、または認識されている未成年者に関わるケースにおいて、委員長ガイドライン3：未成年の難民申請者：手続きおよび証拠の諸問題（Chairperson's Guideline 3: Child Refugee Claimants—Procedural and Evidentiary Issues）の適用を検討する必要がある場合も考えられる⁴⁹。

8.5.6 刑法および一般に適用される法律

8.5.6.1 適合しない性的指向、性的行動、性自認、ジェンダー表現または性的特徴を犯罪とみなすまたは抑圧する法律の存在は、法律が施行された場合、申請者が迫害を受けるおそれがあるという十分に理由のある恐怖を示すことがある⁵⁰。さらに、そのような法律が施行されていない場合でも、その社会においてこの集団に対して否定的な態度を醸成する可能性があるため、そのような法律の存在は暴力の加害者を免責する風潮を作り出し、**SOGIESC**の人々に対する社会的差別を助長する可能性がある⁵¹。また、そのような法律の存在は、たとえ施行されていなくても、国家アクター（State actors）や民間人が**SOGIESC**の人々を脅迫するために利用される可能性がある⁵²。

8.5.6.2 男性同士の性行為を犯罪とみなす法律が存在する場合、そのような法律は女性または他の**SOGIESC**の人による同性間の性行為にも適用されることを意味する可能性が高い。

8.5.6.3 **SOGIESC**の人々を標的にするために使用される一般に適用される法律の存在を考慮することは重要である。同性同士の関係や性的またはジェンダーの規範に適合しない行動が刑法犯罪ではない場合でも、**SOGIESC**の人々に対して公序良俗法（public morality or public order laws）などの一般に適用される法律が**SOGIESC**の人々に差別的に適用・施行される場合は、ケースの特定の状況下において迫害に相当する場合がある⁵³。

⁴⁹ IRB. Chairperson's *Guideline 3: Child Refugee Claimants—Procedural and Evidentiary Issues*. 1996.

⁵⁰ *Sebastiao v. Canada (Minister of Citizenship and Immigration)*, 2016 FC 803 (CanLII) at paras. 33–34.

⁵¹ UNHCR, *supra* note 31 at para. 27. *A.B.*, *supra* note 8 at paras. 17–18.も参照。

⁵² *Peiris v. Canada (Minister of Citizenship and Immigration)*, 2004 FC 1251 (CanLII) at para. 21 では、裁判所は、スリランカの警察が、適合しない性活動を犯罪とみなす法律の存在を利用して、ゲイ男性を脅迫していることが明らかであると判断した。

⁵³ *Su v. Canada (Citizenship and Immigration)*, 2012 FC 554 (CanLII)を参照。UNHCR, *supra* note 31 at para. 29 および ICJ, *supra* note 46 at p. 139.も参照。*Sebastiao*, *supra* note 51 では、裁判所は、個人に対するこの法律の実際の執行の証拠がなかったため、一般適用法（この場合、公序良俗法）の存在が本件の特定の事情における迫害を受けるおそれがあるという十分に理由のある恐怖を生じさせないと難民不服申立部が判断したことは妥当であると判断した。

8.5.6.4 SOGIESC の人々は、過去に個別的に標的にされた経験がないとしても、当該国で迫害を受けるおそれがあるという十分に理由の恐怖を持つことがある。差別的な法律や不寛容と抑圧の雰囲気といった条件を考慮すれば、個人のプロフィールだけで、当該国における迫害を受けるおそれがあるという十分に理由のある恐怖を立証するのに十分であるという場合も考えられる。

8.5.7 法規制の不在

8.5.7.1 SOGIESC の人々を犯罪者とみなす、または差別する法律がないことは、その国に差別がないことを証明するものではなく、また国家による保護が可能であることを証明するものでもない。

8.5.7.2 同性婚や配偶者経済給付を認める法律がないことは、それ自体のみでは、迫害に相当し得る基本的人権に対する重大な侵害を構成しない⁵⁴。

8.5.8 強制的な医療行為

8.5.8.1 SOGIESC の人々は、「矯正」な性暴力、同意のない医学的・科学的実験、強制的な性転換または「矯正」手術、伝統的な浄化儀式や宗教的悪魔払いの強制、強制施設収容（**forced institutionalization**）、強制心理療法、強制的な電気ショック療法、強制的な薬物注射やホルモン療法などを強いられることがある⁵⁵。このような治療は、身体の安全を侵害するものであり、迫害的である。

8.5.9 迫害に相当する差別の累積

8.5.9.1 SOGIESC の人々は、迫害を受けるおそれがあるという十分に理由のある恐怖に相当し得るような累積的な嫌がらせや差別を受けることもある⁵⁶。網羅的なものではないが、以下の示した例は、特定の状況下において、累積的迫害に相当し得る。

- 雇用へのアクセスに関する制限⁵⁷
- 教育へのアクセスに関する制限
- 医療へのアクセスに関する制限⁵⁸
- 住宅へのアクセスに関する制限⁵⁹注 59
- 社会サービスへのアクセスに関する制限

⁵⁴ *X (Re)*, 2010 CanLII 59588 at paras. 9-19.

⁵⁵ UNHCR, *supra* note 31 at para. 21. ICJ, *supra* note 46 at pp. 123-128.も参照。

⁵⁶ *Egeresi v. Canada (Minister of Citizenship and Immigration)*, 2003 FC 1133 (CanLII).

⁵⁷ *Ballestro Romero v. Canada (Citizenship and Immigration)*, 2012 FC 709 (CanLII). UNHCR, *supra* note 31 at para. 25.も参照。

⁵⁸ ICJ, *supra* note 46 at p. 125. UNHCR, *supra* note 31 at para. 24.も参照。

⁵⁹ UNHCR, *supra* note 31 at para. 24.

- 他の経済的支援手段への合理的なアクセスを拒否されている場合における性労働への依存（**Reliance on sex work**）⁶⁰
- 度重なる脅迫行為の標的にされること
- 警察からの組織的な嫌がらせ
- 軍における新入者へのしごき（**hazing**）⁶¹

8.5.10 出身国情報（Country condition information）

8.5.10.1 国によっては、**SOGIESC**の人々に関する信頼性があり、適切かつ最新の国別情報が少ない、不完全である、または大まかである場合がある⁶²。利用可能な情報の不足は、特定の人についてより顕著になる場合がある。例えば、ある国の**SOGIESC**の人々の状況についての国別情報は、ゲイ男性に焦点を当て、レズビアン、トランス、インターセックスの個人についての具体的な情報を含んでいない場合がある⁶³。人種的マイノリティや障害者である特定の**SOGIESC**の人については、情報の不足がさらに顕著である可能性もある。

8.5.10.2 こうした情報の欠如は、当該国での迫害や問題の不在を示すとは限らない。ある国で**SOGIESC**の人々の状況に関する報告が少ないのは、その国で**SOGIESC**の人々が差別の対象になることや、違法であることが原因になる場合がある⁶⁴。このような場合、委員は報告不足の原因となる、当局へ虐待の被害を通報することへの恐れ、当該国におけるスティグマ化や周縁化、報道の自由の欠如、国内で活動する非政府支援組織の不在など、**SOGIESC**の人々の状況に関する文書が欠如している背景にある当該国の状況を検討すると良いだろう。

8.5.11 遅滞

8.5.11.1 **SOGIESC**の人は、自分自身や家族に対する報復の恐れから、**SOGIESC**に基づいた難民保護の申請を合理的に遅らせる場合がある。また、配偶者やその他の家族に自らの**SOGIESC**を明かすことをためらう場合、あるいは**SOGIESC**を自覚・受容によって合理的な遅れが生じることもある。

8.5.12 後発的難民性の主張

8.5.12.1 **SOGIESC**の人は、当該国を離れた後、迫害を受けるおそれがあるという十分に理由のある恐怖を抱くようになることがある。後発的難民性の主張は、個人が当該国を離れた後に、自分が**SOGIESC**の人であることに気づいたり、**SOGIESC**である自分を受け入れたりした場合など、自身の**SOGIESC**に変化がある場合に発生することがある。例えば、出国時に未成年であ

⁶⁰ Ibid. at para. 25.

⁶¹ *Smith v. Canada (Minister of Citizenship and Immigration)*, 2009 FC 1194 (CanLII).

⁶² European Asylum Support Office. Researching the situation of lesbian, gay, and bisexual persons (LGB) in countries of origin. 2015, p. 10. A.B., *supra* note 6 at paras.19, 23.も参照。

⁶³ UK Home Office 2011, *supra* note 48 at p. 11; UK Lesbian & Gay Immigration Group, *supra* note 19 at p. 27.

⁶⁴ *Martinez*, *supra* note 9.

った申請者は、後になって自身の **SOGIESC** を自覚することがある。後発的難民性の主張は、申請者の国における状況の変化や、避難先で自身の **SOGIESC** を公にすることを決めたり、その国の **SOGIESC** 問題に政治的に関与するようになったりすることなど、申請者が当該国を離れてからの申請者の活動の変化に基づくこともある。このような場合、申請者は、当該国において **SOGIESC** に基づいた迫害を個人的には経験していない可能性がある⁶⁵。

8.6 国家による保護（State protection）

8.6.1 すべてのケースと同様に、**SOGIESC** の人に国家による保護が可能かどうかを検討する際において、委員は申請者個々人の事情に焦点を当て、当該国での国家による保護の運用の妥当性と有効性を事実に基づいて分析しなければならない⁶⁶。

8.6.2 申請者個々人の事情を審査する際、**SOGIESC** の人々は人種、民族性、宗教、信仰、信念体系、年齢、障害、健康状態、社会階級、教育などの追加的要素により、国家による保護へのアクセスに差異や偏りがあることを考慮することが重要である。

8.6.3 **SOGIESC** の人が、国家や非国家主体からの更なる報復を恐れて自身の **SOGIESC** を開示したり、暴力事件の被害を通報したりしない場合、**SOGIESC** の人にとって国家による保護を求めることは不合理である場合がある⁶⁷。

8.6.4 適合しない性的指向、性的行動、性自認またはジェンダー表現、あるいは性的特徴を犯罪とみなす法律の存在と、国家によるこれらの法律の施行は、国家による保護が不十分であることの証拠となり得る⁶⁸。仮に不規則的に施行されているとしても、**SOGIESC** の人々の存在や行動を犯罪化することは、暴力の加害者を免責する風潮を醸成し、国家や非国家主体による脅迫、性的虐待、暴力、恐喝などを常態化させかねない。

8.6.5 ある国において同性間の関係、または性的もしくはジェンダー規範に適合しない行動の非犯罪化、または **SOGIESC** の人々の状況を改善するために立案された新しい法律やプログラム、その他の政府行為（**Government action**）の導入においても⁶⁹、国家による保護が運用レベルで十分かどうかを慎重に評価する必要がある。このような場合、委員は、これらの立法またはその他の改善措置の実質的な運用の程度、効果、および持続性を国家アクター（**State actors**）と一般社会が、**SOGIESC** の人々をどのように扱い続けているかに照らし、検討する必要がある⁷⁰。

⁶⁵ LaViolette, *supra* note 3 at p. 34.

⁶⁶ *Kovacs v. Canada (Citizenship and Immigration)*, 2010 FC 1003 (CanLII); *Buri v. Canada (Citizenship and Immigration)*, 2014 FC 45 (CanLII).

⁶⁷ *Galogaza v. Canada (Citizenship and Immigration)*, 2015 FC 407 (CanLII) at para. 14. *Melo v. Canada (Citizenship and Immigration)*, 2008 FC 150 (CanLII).も参照。

⁶⁸ 同性愛行為を犯罪とみなす法律が施行された証拠がないとした *A.B.*, *supra* note 8 を参照。

⁶⁹ 政府による措置の例としては、一般的な差別禁止法の制定、同性婚を認める法律の制定、警察や治安部隊に対する差別禁止訓練、広報キャンペーン、公的声明などが挙げられる。

⁷⁰ *A.B.*, *supra* note 8.

8.6.6 国によっては、SOGIESCの人々に対する国家による保護の有無に関する証拠が乏しい、または存在しない場合がある。この乏しさは、ある国におけるSOGIESCの人々に対する差別の結果として、過少報告の原因となる個人による当局への虐待を通報することへの恐れによる可能性があるため、国家による保護の不足を示唆するものと考えられる。このような場合、委員は、SOGIESCの人々に対する国家による保護の有無に関する文書が存在しない理由となった報道の自由の欠如や国内で活動する非政府支援組織の欠如など、当該国の状況を検討すると良いだろう。

8.7 国内避難の可能性（Internal Flight Alternative, IFA）

8.7.1 法律上、SOGIESCの人がその場所で生活するためにSOGIESCを隠さなければならない場合、IFAが成立しないことは確立されている⁷¹。

8.7.2 網羅的なものではないが、以下の要素は、IFAの案がSOGIESCの人にとって特定の状況下において妥当か否かに影響を及ぼすことがある。

- 雇用を確保できるかどうか⁷²
- 住宅を確保できるかどうか
- HIV感染者のための治療へのアクセスを含め、医療へのアクセスがあるかどうか⁷³。また、トランスジェンダーの性別適合に関連する治療や、性別移行をまだ決心していない未成年者の思春期を遅らせるための医療措置も含まれる。
- 社会サービスへの平等なアクセス
- 年齢、身体的またはメンタルヘルス、または他の交差する要因がそのような必要性を“示している人のための”家族または社会的支援ネットワークの存在⁷⁴。

9. 移民局での手続きにかかわる者

9.1 移民・難民保護規則（Immigration and Refugee Protection Regulations）第248条に示された非網羅的要素の適用において、SOGIESCの人々が直面する特定の課題に配慮する必要がある。

9.2 移民・難民保護規則第245条(g)に基づき、LGBTIQ2のコミュニティおよびそれを支援する組織は、カナダ国内のコミュニティとの強い結びつきの有無を評価する際に考慮すると良いだろう。

⁷¹ *Okoli v. Canada (Minister of Citizenship and Immigration)*, 2009 FC 332 (CanLII).

⁷² *Rodriguez Diaz v. Canada (Minister of Citizenship and Immigration)*, 2008 FC 1243 (CanLII).

⁷³ *Leon v. Canada (Citizenship and Immigration)*, 2014 FC 406 (CanLII)では、裁判所は、IFAの分析がHIV陽性者の治療へのアクセスに対応しなければならないと判示した。

⁷⁴ *Rodriguez Diaz, supra note 72*では、裁判所は、IFAにおいて友人や家族から排斥される経験をする可能性を検討した。

9.3 収容審査の後、移民局が **SOGIESC** の人の釈放を命じることを決定した場合、移民局は、釈放の条件設定において、当該人の **SOGIESC** に関連して提起された特殊な課題を検討すると良いだろう。

10. 移民局不服申立部での手続きにかかわる者

10.1 スポンサー、外国籍者、またはその両方が **SOGIESC** の人を自認した場合、また出身国が同性間の関係を犯罪とみなしもしくは差別し、または承認しない国の出身である場合、配偶者または婚姻関係の真偽を確認することは困難な場合がある⁷⁵。スポンサー、外国籍者、またはその両方が、二人の関係を公表したり、友人や家族に関係を開示したりすることができない場合がある。そのため、真の配偶者関係や婚姻関係を評価するために一般的に用いられる指標で関係の真偽を裏付けることは、不均衡なほど困難である場合がある。これらの指標には、住宅の共有、個人的な習慣、社会活動、経済的支援、配偶者に対する社会的認識などが含まれる⁷⁶。

10.2 **SOGIESC** の人が関わる関係は、非 **SOGIESC** の関係と同じ軌道で進展するとは限らない。したがって、関係の真偽を評価する際には、パートナー同士、あるいはその友人や家族とどう振舞うべきかという先入観を避けなければならない。例えば、トランスやインターセックスのパートナーと交際している人は、パートナーの性自認を友人や家族に開示しないと決めることがある。本ガイドライン第6部に示しているように、委員は **SOGIESC** の人々に関する固定観念に依拠したり、非 **SOGIESC** の個人と比較したりすることを避けなければならない。

10.3 **SOGIESC** の人々は、スポンサーシップの申請において、人道的、同情的な理由を評価する際に考慮されるべき独特な状況に直面することがある。一般的に、移民局不服申立部は、入国の可否に対する法的障壁との関係で、個人のケースの同情的・人道的側面を検討する。例えば、**SOGIESC** の人が親をスポンサーする場合、その国が **SOGIESC** の人々に対して不寛容であれば、その親を訪問することを恐れることがある。このような場合、両親が入国不許可となり、スポンサーが両親に面会できないことは、スポンサーにとって特に困難なことである。同様に、スポンサーを受けている **SOGIESC** の人は孤立した生活を送っている可能性があり、スポンサーが提供できる精神的な支援や安全は考慮すべき重要な要素である。

10.4 退去命令の不服申立において人道的、同情的な理由で裁量的救済を与える権能を行使する際、委員は **SOGIESC** の人がカナダから退去を強制された場合に直面し得る特殊な苦難を考慮する必要がある⁷⁷。苦難の指標には、危害を避けるための隠匿、嫌がらせ、家族やコミュニティからの排斥、社会サービスや雇用機会へのアクセスにおける差別が含まれる。また、交差性やメンタルヘルスによる特定の脆弱点についても考慮する必要がある。また、家族や地域社会から孤立しており、**SOGIESC** を理由に困難に直面している場合、地域社会との絆や家族のサポートの確

⁷⁵ *Leroux v. Canada (Citizenship and Immigration)*, 2007 FC 403 (CanLII) at para. 30. *Morel v. Canada (Citizenship and Immigration)*, 2011 CanLII 94560 (IAD) at paras. 28 and 38 も参照。

⁷⁶ *M. v. H.*, [1999] 2 S.C.R.3.

⁷⁷ *Namwo v. Canada (Public Safety and Emergency Preparedness)*, 2016 CanLII 74021 (IAD) at paras. 72-75 では、移民局不服申立部は、トランス女性である不服申立人が、雇用へのアクセスにおける差別や家族から疎外されるなど、出国時と同じ疎外やリスクに直面する可能性が高いため、当該国に戻ることは過度の苦難をもたらすと判断した。

立、そしてカナダでの定着が困難な場合がある。これらの考慮事項は、**SOGIESC**の人に対して退去命令を出さないという移民局の決定に対する大臣の訴えにも適用される。

10.5 滞在義務の訴えにおいて人道的、同情的な理由で裁量的救済を与える権能を行使する際、委員は **SOGIESC** の個人が当該国で直面し得る特殊な苦難を考慮する必要がある。苦難の指標には、危害を避けるための隠匿、嫌がらせ、家族やコミュニティからの排斥、社会サービスや雇用機会へのアクセスにおける差別が含まれる。また、交差性やメンタルヘルスによる特定の脆弱点についても考慮する必要がある。

10.6 **SOGIESC** の人の身元に関する虚偽の陳述に関わる退去命令に対する不服申立において、人道的および共感的な理由を考慮する裁量を行使する際、委員は、虚偽陳述の時点で性別の転換を容認する法律の有無など、当該国の状況をも含めて、虚偽陳述を引き起こした特定の事情を考慮に入れるべきである⁷⁸。

10.7 すべての不服申立において、**SOGIESC** の人を自認する、またはそう認識されている子どもあるいは **SOGIESC** の人である不服申立人または申請者の子どもの最善の利益は、考慮されなければならない要素である。

11. お問い合わせ

詳しくはこちらまで。

IRB.Policy-Politiques.CISR@irb-cisr.gc.ca

または

Senior Director,
Policy, Engagement and Parliamentary Affairs
Strategic Directions and Corporate Affairs Branch
Minto Place - Canada Building
344 Slater Street, 14 Floor
Ottawa, Ontario K1A 0K1

Approval:

Richard Wex
Chairperson

⁷⁸ Ibid. at paras. 56-69.移民局不服申立部は、男性から女性に性別を変更するために虚偽の身分証明書を取得したトランス女性を対象とする本件の特殊な事情において、身元に関する申立人の虚偽の陳述の重大性は、「移民手続き上の利点を得るためではなく、むしろ自分のジェンダー自認を表現するという、身元変更の根本的動機によって軽減される」と判断した。